



宮崎県公報

平成24年7月5日(木曜日) 第2401号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(障害福祉課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の所在地の変更…(“) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について(5件)……………(自然環境課) 1
- 海岸保全区域の指定……………(農村整備課) 3

- 漁港区域の変更……………(漁村振興課) 3
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(埴・鱺・敷・鱒課) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出(4件)……………(農村整備課) 4
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 6
- 入札公告…………… 7
- 落札者等の公告…………… 8
- 教育委員会告示**
- 平成25年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 9

告 示

宮崎県告示第492号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
ひむか薬局 日向店	日向市	日向市原町 3丁目3-3	日向市曾根 町3丁目25番	平成24年 7月1日

宮崎県告示第493号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
ひむか薬局 日向店	日向市	日向市原町 3丁目3-3	日向市曾根 町3丁目25番	平成24年 7月1日

宮崎県告示第494号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第281号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を宮崎市役所

に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
宮崎市役所
横山敬昭、河崎八郎、貴島モモ、鬼塚利幸、共栄株式会社、橋口寛、橋口幽美、戸高トキエ、黒井晋、黒木信雄、松山市郎、松山正一郎、松本久一、西豊二、斉藤喜一、船ヶ山徹人、大字内海部落共有、長友満弥、田丸ゆきえ、日高吉次郎、野崎俊夫、有限会社アイ・ケイ・エヌ
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第281号によること。

宮崎県告示第495号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第282号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町の市役所又は町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
都城市役所
山之内文次、上田勉、大福商事合名会社、明治不動産合名会社
三股町役場
奥幸子、株式会社総合農林、宮城栄治、持原和夫、時任二九男、上西正利、西三郎、西重成、西信一郎、谷口治光、谷川秋利、福元タケ子、野崎勝雄
- 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 282号によること。

宮崎県告示第 496号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第 283号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を延岡市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 延岡市役所

粟野名門中惣代 福原善兵衛、伊東音治、伊東吉五郎、伊東三郎、伊東長作、伊東道治、伊東和平、伊福嘉平、伊福源藏、伊福美好、稲上倉藏、臼井ユキ、永野清次郎、横山又市、加藤妙三郎、夏田栄作、夏田嘉四郎、夏田幾治、夏田金作、夏田秀男、夏田進、夏田政男、夏田正義、夏田清、夏田清佐、夏田善作、夏田多作、夏田代四郎、夏田武平、夏田芳太郎、夏田昶、外山安治、梶本松敏、岩佐岩治、岩佐喜一郎、岩佐林治、岩田静雄、岩田福三郎、菊池アヤ子、菊池昶、吉高清藏、吉崎嘉平、吉田幸一、吉田盛衛、吉田萬次郎、吉本啓治、吉本荒四郎、吉本傳吉、久澄勘治、久澄鹿治、久澄豊四郎、宮原秋藏、宮川伊右エ門、宮川伊右衛門、宮川宇三郎、宮川嘉平、宮川寅吉、宮川日吉、宮川平作、宮川林治、金子安藏、金子夏三郎、金子喜平治、金子糸吉、金子若三郎、金子徳治、向井貢、工藤介治、工藤亀夫、工藤亀雄、工藤熊治、工藤春義、工藤多吉、工藤寅治、工藤平次郎、工藤与三郎、工藤静雄、広瀬エン、広瀬穂治、甲斐エツ、甲斐シゲ子、甲斐トシ子、甲斐ヨネ、甲斐リキ、甲斐伊太郎、甲斐栄、甲斐園藏、甲斐音吉、甲斐音三郎、甲斐音七、甲斐嘉助、甲斐夏四郎、甲斐馨、甲斐喜久治、甲斐喜三郎、甲斐菊一、甲斐菊右衛門、甲斐吉治、甲斐久作、甲斐金三、甲斐熊吉、甲斐元治、甲斐源右衛門、甲斐幸三郎、甲斐今朝右衛門、甲斐今朝五郎、甲斐治三郎、甲斐鹿治、甲斐若治、甲斐重右エ門、甲斐升松、甲斐松治、甲斐丈吉、甲斐丈雄、甲斐信親、甲斐新三郎、甲斐新助、甲斐新藏、甲斐甚作、甲斐甚四郎、甲斐正、甲斐浅市、甲斐倉之助、甲斐多吉、甲斐瀧三、甲斐瀧治、甲斐地蔵右衛門、甲斐島藏、甲斐藤右衛門、甲斐藤作、甲斐藤次郎、甲斐徳三郎、甲斐寅吉、甲斐二右衛門、甲斐日吉、甲斐梅吉、甲斐富三郎、甲斐武三郎、甲斐宝三郎、甲斐又十郎、甲斐末吉、甲斐万治、甲斐弥七、甲斐弥太郎、甲斐弥兵衛、甲斐勇夫、甲斐留吉、甲斐林三、甲斐林治、甲斐禮治、荒木マツ、荒木伊作、高橋儀次郎、高橋新三郎、高橋梅治、高橋宝三郎、高田靖宏、黒田榮次郎、黒田喜平、黒田小三郎、黒田新三郎、黒田善四郎、黒田富治、黒田房三郎、黒田留吉、黒木熊四郎、黒木若治、黒木新六、黒木樞四郎、今村浅吉、佐藤サワ、佐藤シマ、佐藤ナツ、佐藤栄三郎、佐藤喜四郎、佐藤喜市、佐藤菊治、佐藤吉治、佐藤久米吉、佐藤熊吉、佐藤熊四郎、佐藤賢二、佐藤元吉、佐藤三治、佐藤若三郎、佐藤秋三郎、佐藤十太郎、佐藤助四郎、佐藤常太郎、佐藤新作、佐藤浅吉、佐藤浅治、佐藤長次郎、佐藤直治、佐藤定七、佐藤藤吉、佐藤福治、佐藤福政、佐藤文太郎、佐藤平四郎、佐藤米幸、佐藤芳

松、佐藤牧太郎、佐藤有克、佐藤彌四郎、坂本吉治、三浦幸平、山口喜久雄、児玉嘉次郎、児玉憲、児玉秋治、児玉勝三郎、児玉勝治、児玉知恵藏、児玉友藏、児玉眞市、児崎吉治、児崎雛治、児島三治、寺田菊治、寺田作次郎、寺田三藏、寺田市次郎、寺田志津弥、寺田清助、寺田辰藏、寺田直八、寺田島治、寺田權七、寺田與次、酒井高治、酒井音四郎、酒井嘉平、酒井角藏、酒井喜多治、酒井喜太治、酒井喜平、酒井輝彌、酒井菊四郎、酒井九八、酒井兼吉、酒井吾市、酒井孝明、酒井幸市、酒井今朝三郎、酒井佐栄藏、酒井佐次郎、酒井佐恵藏、酒井市松、酒井七藏、酒井秀吉、酒井秀盛、酒井松栄、酒井深、酒井浅吉、酒井多作、酒井津与吉、酒井道助、酒井二太郎、酒井半四郎、酒井福、酒井文之助、酒井兵作、酒井末吉、酒井茂、酒井茂四郎、酒井禮太郎、緒方主馬松、小田シン、小田重太郎、小田春吉、小田長松、小椋亀夫、小椋兼吉、小椋庄三郎、小椋庄助、小椋清、小椋定次郎、小椋藤作、小椋畷五郎、小林等、松井寅吉、松井宝作、松井万作、松井利惣治、松田ユキノ、松田伊三吉、松田伊助、松田伊勢松、松田伊藤三郎、松田夏治、松田勘次郎、松田吉之丞、松田久米吉、松田薫、松田幸吉、松田今朝治、松田今朝松、松田今朝藏、松田治助、松田治平、松田実、松田重四郎、松田春三郎、松田春治、松田初義、松田初治、松田勝之助、松田信四郎、松田信次郎、松田清、松田雪四郎、松田太郎、松田竹三郎、松田忠士、松田藤吉、松田藤作、松田徳之助、松田敏雄、松田富栄、松田武平、松田米吉、松田豊四郎、松田末松、松田万作、松田民三郎、松田茂三郎、松田茂平、松田利助、松田利夫、松田利兵治、松田留治、松田林吉、松田傳治、松本円藏、松本喜平、新名潤一、森竹勇夫、深見伊勢松、深見亀吉、深田愛吉、深田嘉四郎、深田角藏、深田菊治、深田吉藏、深田駒治、深田熊四郎、深田熊次郎、深田源三郎、深田光徳、深田増藏、深田弥吉、深田勇、真田喜太郎、杉山栄、西田金之助、西田兼作、西田勇、斉藤マツエ、斉藤吉松、斉藤昌雄、斉藤多七、斉藤直治、斉藤半治、斉藤力三、斉藤力藏、斉藤榮之助、石原マサ、石淵ツネ、石淵音治、石淵清六、石淵多四郎、石淵福松、石淵福美、川原国弘、染矢伊三郎、染矢常助、染矢文三郎、染矢弥寿治、前田ヤエ、前田卯三郎、前田嘉那治、前田喜代治、前田松治、前田茂平、早瀬伊三郎、早瀬静馬、早瀬平八郎、草野宇三郎、増田亀吉、増田義行、増田七郎、増田政夫、増田徳三郎、増田波三郎、増田百千代、増田茂三郎、増田浪三郎、太田直吉、太田モミ子、太田一夫、太田演治、太田菊太郎、太田吉藏、太田熊四郎、太田元三郎、太田光、太田光男、太田秀治、太田清、太田惣市、太田鉄治、太田梅治、太田敏夫、太田平吉、太田万作、太田民三郎、太田茂四郎、太田弥三郎、太田力治、太田浪三郎、太田浪四郎、太田彌三郎、大崎輝夫、大崎寿、大崎泰、大神宇三郎、大神鎮藏、大石登代吉、竹村作治、中村銀治、中島角治、中島喜藤治、中島熊治、中島熊太郎、長岡今朝助、長瀬義夫、長友広義、長友静馬、鶴羽庄作、鶴羽藤吉、鶴羽國四郎、田口福治、田口福松、田上市三郎、田中政則、田中正男、田中明文、田野菊治、田野秀治、渡部島藏、渡部弥作、渡部コメ、渡部稲三、渡部嘉太郎、渡部勘治、渡部関芳、渡部喜次郎、渡部喜平、渡部玉男、渡部元治、渡部源次郎、渡部種松、渡部宗四郎、渡部秋三郎、渡部初治、渡部昌子、渡部昭一、渡部進、渡部清吉、渡部善作、渡部孫吉、渡部辰治、渡部竹三、渡部鶴雄、渡部定七、渡部徳之助、渡部武四郎、渡部樹一、渡部茂四郎、渡部彌右衛門、渡部彌四郎、渡辺イソ、渡辺宇右衛門、渡辺熊吉、渡辺熊太郎

、渡辺源三郎、渡辺寅右衛門、渡辺良平、土井嘉三郎、土井久米三郎、土持義雄、土持勝之助、土持寅吉、土持梅吉、土肥源太郎、土肥庄太郎、土肥清三郎、土肥併治、東洋紡不動産株式会社、湯浅安治、湯浅文治、湯浅要之助、藤波金太郎、藤波銀藏、藤波小三治、藤波伊藤治、藤波才五郎、藤波福治、藤波弥三郎、藤波留吉、徳田利三郎、内田種吉、内田勝三郎、日高巖、日高大雲、日高利佐吉、梅岡吉市、尾崎又七、尾谷光治、尾畑栄三郎、尾畑菊夫、美浦幸平、富久木友行、平田仙市、平田浅吉、平田浅治、平田藤重、平田弥作、平田彌作、平野伊助、平野伊勢松、平野嘉四郎、平野岩夫、平野慶治、平野光治、平野今朝吉、平野佐恵吉、平野勝治、平野善藏、平野多四郎、平野藤吉、平野寅治、平野繁治、平野末光、平野弥四郎、平野傳治、北林音吉、北林強、北林三喜彌、北林善平、北林宝十、北林茂作、毛利ミサ子、毛利清兵衛、毛利藤四郎、矢野イシ、矢野ジュン、矢野条三郎、矢野実三郎、矢野種次郎、矢野進、矢野政之助、矢野千松、矢野代四郎、柳沢与作、柳田スエ、柳田軍次郎、柳田虎之助、柳田佐市、柳田三蔵、柳田政通、柳田寅吉、柳澤與作、林田嘉吉、林田五郎市、林田新藏、林田勇吉、林田傳吉、和田ミサ、和田幸次郎、和田鹿治、和田峯吉、和田弥吉、和田要助、廣瀬二知治、眞田サイ、眞田光治、眞田千代吉、眞田富

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 283号によること。

宮崎県告示第 497号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第284号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を小林市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

小林市役所

井手上スミエ、下湯辰美、吉田兼四郎、吉野万之助、宮司教男、御立田市次郎、黒木梅太郎、黒木和博、鮫島勲、小寺栄子、松ヶ野休太郎、青山イハヨ、川添松之助、川添正己、大萩喜太、大萩勝、中山盛英、中山与九郎、中村吉雄、中村清子、東條半助、藤中定、萩原兼福、平野弥助

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 284号によること。

宮崎県告示第 498号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第285号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を日向市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

日向市役所

山床菊治、児玉達明、石田徹、日高清

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 285号によること。

宮崎県告示第 499号

海岸法(昭和31年法律第 101号)第 3条第 1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県農政水産部農村整備課及び宮崎県中部農林振興局において一般の縦覧に供する。

なお、昭和33年宮崎県告示第 635号で指定した二ツ建海岸保全区域は、廃止する。

平成24年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称

二ツ建海岸保全区域(宮崎市佐土原町)

2 区域

北緯33度0分0秒0000 東経 131度0分0秒0000を原点とする平面直角座標系において、次の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

Table with 4 columns: Point Name, X Coordinate, Y Coordinate, and Value. Lists points from A to T with their respective coordinates.

宮崎県告示第 500号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第 6条第 5項の規定により、第 1種富田漁港の区域を次のとおり変更する。

平成24年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 2 columns: Area (水域) and Land (陸域). Details the boundary for the first-class Tomita Fishing Port.

31度28分54秒3648) を中心とする半径 3,500mの円弧及び次の各点を順次に結んだ線により囲まれた海面及び一ッ瀬川河川水面 ア点 北緯 32度01分45秒7343 東経 131度30分08秒8121 イ点 北緯 32度01分48秒3766 東経 131度29分58秒2158 ウ点 北緯 32度01分58秒6312 東経 131度30分01秒6938 エ点 北緯 32度01分55秒9983 東経 131度30分09秒4071 オ点 北緯 32度02分02秒1468 東経 131度30分11秒1181 カ点 北緯 32度02分24秒6719 東経 131度30分17秒3873 キ点 北緯 32度02分32秒4418 東経 131度30分18秒0792 ク点 北緯 32度02分30秒2258 東経 131度30分11秒4037 ケ点 北緯 32度02分30秒7099 東経 131度30分11秒5563 コ点 北緯 32度02分25秒2609 東経 131度29分20秒0467 サ点 北緯 32度02分52秒0885 東経 131度29分52秒1479 シ点 北緯 32度02分52秒4439 東経 131度29分48秒4182 ス点 北緯 32度03分20秒6915 東経 131度30分14秒4602 セ点 北緯 32度04分16秒0833 東経 131度30分35秒7771 ソ点 北緯 32度04分09秒5748 東経 131度30分54秒4591	り囲まれた地域		団体及び市民と連携・交流し、子どもの遊びと文化や子育て支援に関する事業及び研究などを行い、子どもたちの文化芸術への参加、社会参画の機会を拡げ、子どもの自立と自律に寄与することを目的とする。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、宮崎市北土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	坂 本 中 保	宮崎市大字瓜生野 119番地
副理事長	押 川 豪	宮崎市大字瓜生野3194番地
副理事長	厨 子 睦 雄	宮崎市大字大瀬町5487番地
副理事長	藤 原 壽 太 郎	宮崎市大字糸原3431番地 1
副理事長	鳥 丸 秀 秋	宮崎市大字上北方 148番地 1
理 事	湯 地 将 之	宮崎市大字瓜生野 998番地
理 事	黒 岩 繁	宮崎市大字大瀬町 758番地 1
理 事	鈴 木 弘 海	宮崎市大字糸原2150番地23
理 事	坂 本 久 光	宮崎市大字瓜生野2528番地 3
理 事	坂 本 榮 作	宮崎市大字大瀬町2975番地 1
理 事	川 口 久 夫	宮崎市大字糸原 494番地 1
総括監事	赤 井 信 隆	宮崎市大字瓜生野4542番地 4
監 事	押 川 芳 彦	宮崎市大字大瀬町 931番地 1
監 事	井 上 隆 美	宮崎市大字上北方 371番地
監 事	前 田 幸 春	宮崎市大字糸原3276番地

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号)第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 24年 6 月 25日	特定非営利活動法人子ども遊センター	黒木 直美	宮崎県日向市上町 3 番15号日向商工会館 1 階	この法人は、子どもの健やかな成長と安心して子育てできる地域社会を実現するために、子どもに関する諸

（任期：平成26年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	坂 本 中 保	宮崎市大字瓜生野 119番地
副理事長	齊 藤 重 治	宮崎市大字瓜生野3241番地 1
副理事長	厨 子 睦 雄	宮崎市大字大瀬町5487番地
副理事長	黒 木 末 夫	宮崎市大字上北方 222番地
副理事長	前 田 幸 春	宮崎市大字糸原3276番地
理 事	坂 口 幸 夫	宮崎市大字糸原2613番地 5
理 事	大 原 幸 男	宮崎市大字大瀬町1791番地ロ
理 事	湯 地 将 之	宮崎市大字瓜生野 998番地
理 事	長 池 明 則	宮崎市大字瓜生野2327番地 2
理 事	松 田 正 隆	宮崎市大字大瀬町 615番地
理 事	田 原 利 広	宮崎市下北方町野田 570番地 4
総括監事	井 上 誠	宮崎市大字上北方 718番地
監 事	赤 井 信 隆	宮崎市大字瓜生野4542番地 4
監 事	黒 岩 繁	宮崎市大字大瀬町 758番地 1
監 事	高 山 伊通男	宮崎市大字糸原3488番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、東岸寺土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 実 夫	高千穂町大字岩戸4023番地
理 事	佐 藤 光 夫	高千穂町大字岩戸4411番地
理 事	馬 原 政 治	高千穂町大字岩戸4623番地 5
理 事	馬 原 久 光	高千穂町大字岩戸5015番地

理 事 佐 藤 慎 市 高千穂町大字岩戸3778番地

（任期：平成27年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	馬 原 純 一	高千穂町大字岩戸4895番地
理 事	佐 藤 美 憲	高千穂町大字岩戸4684番地
理 事	佐 藤 実 夫	高千穂町大字岩戸4023番地
理 事	佐 藤 眞	高千穂町大字岩戸4302番地 2
理 事	佐 藤 慎 市	高千穂町大字岩戸3778番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町元野地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	甲 斐 重 徳	宮崎市田野町甲 12954番地 1
副理事長	内八重 忠 弘	宮崎市田野町甲 12310番地
理 事	宮 川 幸 一	宮崎市田野町甲 12953番地 2
理 事	松 山 善 博	宮崎市田野町甲 12483番地 1
理 事	松 山 久 人	宮崎市田野町甲 12090番地
理 事	長 友 厚	宮崎市田野町甲 12311番地
代表監事	津 田 政 博	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
監 事	松 山 秀 一	宮崎市田野町甲 12309番地 2
監 事	甲 斐 妙 子	宮崎市田野町甲 12081番地

（任期：平成28年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 重 徳	宮崎市田野町甲 12954番地 1
理 事	津 田 弘 行	宮崎市田野町甲 12308番地 3

理 事	内八重 政 光	宮崎市田野町甲 12283番地
理 事	宮 川 幸 一	宮崎市田野町甲 12953番地 2
理 事	松 山 守 男	宮崎市田野町甲 12090番地
理 事	日 高 三 幸	宮崎市田野町甲 12261番地イ号
監 事	津 田 幸 一	宮崎市田野町甲 12965番地 6
監 事	日 高 巧	宮崎市田野町甲 12305番地ロ号
監 事	日 高 久 徳	宮崎市田野町甲 12084番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
 田野町鹿村野地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	野 崎 忠 治	宮崎市清武町船引4004番地 1
副理事長	貴 島 美智雄	宮崎市田野町乙 13181番地 1
理 事	山 口 忠 男	宮崎市田野町乙 13154番地 1
理 事	岩 切 正	宮崎市清武町船引4036番地

理 事	野 崎 重 光	宮崎市清武町船引3744番地38
代表監事	川 越 林	宮崎市大字本郷南方2979番地
監 事	野 田 悦 男	宮崎市田野町乙8541番地

(任期：平成28年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 越 正 則	宮崎市田野町乙 13167番地 3
理 事	野 崎 庄 三	宮崎市清武町船引4011番地
理 事	伊 賀 康 行	宮崎市田野町乙 13218番地 1
理 事	岩 切 正	宮崎市清武町船引4036番地
理 事	貴 島 光 弘	宮崎市田野町乙 13162番地
監 事	山 本 良 民	宮崎市田野町乙 13227番地 2
監 事	川 越 林	宮崎市大字本郷南方2979番地

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、
 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成24年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-22)第3252号	内田建設(株)	内田 謙吾	宮崎県串間市大字西方5660-2	一般	造園工事業	平成24年 5 月 1 日付けで廃業した旨の届	平成24年 5 月 1 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第3586号	共栄建設(株)	佐澤 充	宮崎県都城市山之口町富吉5668-3	一般	管工事業	平成24年 5 月 24日 "	平成24年 5 月 24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第8381号	山之内造園	山之内 吉光	宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池字出水5580-4	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成24年 5 月 15日 "	平成24年 5 月 15日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第9292号	(株)太伯建設	菊池 隆一	宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代2463-2	一般	管工事業	平成24年 5 月 25日 "	平成24年 5 月 25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第11790号	(株)ビブリアル宮崎	松田 安廣	宮崎県宮崎市大字恒久字上代1544-1	一般	電気工事業	平成24年 5 月 1 日 "	平成24年 5 月 1 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 742号	山地商会	山地 石之助	宮崎県西都市下妻16	一般	土木工事業、管工事業、水道施設工事業	平成24年 5 月 18日 "	平成24年 5 月 18日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-19)第 798号	(株)今西組	今西 章	宮崎県西諸 郡郡高原町 大字広原10 29	一般	建築工事業、管工事業 、造園工事業	平成24年 5 月 30日 "	平成24年 5 月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-19)第 798号	(株)今西組	今西 章	宮崎県西諸 郡郡高原町 大字広原10 29	特定	土木工事業、ほ装工事 業、水道施設工事業	平成24年 5 月 30日 "	平成24年 5 月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第4155号	那須工務店	那須 順一	宮崎県宮崎 市吉村町江 田原甲 189 - 11	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業	平成24年 5 月 24日 "	平成24年 5 月24日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第7104号	(有)博洋建設	吉野 千恵子	宮崎県宮崎 市大字糸原 3439- 8	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業 、水道施設工事業	平成24年 5 月 11日 "	平成24年 5 月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第7899号	(株)西田工務店	西田 克彦	宮崎県都城 市上川東 2 - 4 - 6	一般	建築工事業、大工工事 業	平成24年 5 月 9日 "	平成24年 5 月 9 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第9143号	(株)泰榮建工	西井 行男	宮崎県宮崎 市下北方町 木藤 558- 9	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	平成24年 5 月 17日 "	平成24年 5 月17日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 10271号	(有)大洋技建	溝渕 茂	宮崎県日向 市大字日知 屋 16293- 14	一般	土木工事業	平成24年 5 月 18日 "	平成24年 5 月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第 11938号	日向総合建設 (株)	溝渕 茂	宮崎県日向 市大字日知 屋 16293- 14	一般	建築工事業	平成24年 5 月 18日 "	平成24年 5 月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第 12517号	夢工房住託	池田 義則	宮崎県日向 市大字財光 寺 282- 7	一般	建築工事業、大工工事 業、とび・土工工事業 、内装仕上工事業	平成24年 5 月 10日 "	平成24年 5 月10日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第 12651号	吉野建設	吉野 幸弘	宮崎県日向 市亀崎東 4 - 8 - 4	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	平成24年 5 月 25日 "	平成24年 5 月25日 (全廃業)

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 X線マイクロアナライザ 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成25年 3 月 1 日から平成30年 2 月28日まで
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 2 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準

等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種のうち、営業種目が医療・理化学機器類で種目が理化学機器であること。ただし、同要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (6) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習犯又はその恐れのある者でないこと。
 - ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。
 - イ 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。
 - ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であつて、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。
 - (ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対し、賃金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、前記3の資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 提出期間 平成24年7月5日(木)から平成24年8月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成24年8月20日(月)までに通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成24年7月5日(木)から平成24年9月4日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成24年7月5日(木)から平成24年7月25日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部7階 703会議室
- (2) 日時 平成24年7月11日(水)午後2時

8 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 平成24年9月5日(水)午後2時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
An Electron Probe Micro Analyzer, 1set
- (2) Time limit for tender 2:00 p.m. 5 Sep, 2012
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref.880-8509 Japan.TEL:0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

水槽付消防ポンプ自動車 1台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成24年6月22日

4 落札者の氏名及び住所

中村消防防災株式会社 宮崎市丸島町4番21号

5 落札金額

28,665,000円

- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成24年5月10日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第2号

平成25年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

平成24年7月5日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

平成25年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集人員

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 | 40人 |
| (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 | 80人 |
| (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 | 40人 |

2 応募資格

平成25年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「平成25年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」（以下「実施細目」という。）による。

4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

5 入学者選抜検査会場

- | |
|------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校
宮崎県教育研修センター（宮崎市阿波岐原町前浜4276番 729）
電話番号 0985（24）3122 |
| (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校
宮崎県立宮崎西高等学校（宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2）
電話番号 0985（48）1021 |
| (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校
宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校（都城市妻ヶ丘町27街区15号）
電話番号 0986（23）0223 |

6 日程

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 入学者選抜検査
平成25年1月19日（土） |
| (2) 入学者選抜検査結果通知の投函
平成25年1月23日（水） |

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

--	--